

## 道路交通法等の一部改正に伴う審査基準及び処分基準の制定について

標記のことについては意見公募手続を実施せず制定しましたので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表します。

### 記

#### 1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の本県審査基準及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の制定は、すでに警察庁においてパブリック・コメントが行われて制定された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。）の施行に伴い、行ったものです。

審査基準等は、国（警察庁）が各基準ごとに内容を詳細に規定したモデル基準に従って定めるものであり、基準の制定について県に裁量の余地はなく「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

#### 2 制定する審査基準等

##### (1) 審査基準

- ア 特定自動運行の許可
- イ 特定自動運行計画の変更の許可

##### (2) 処分基準

- ア 特定自動運行実施者に対する指示
- イ 特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止

#### 3 審査基準等の概要

##### (1) 特定自動運行の許可

特定自動運行を行おうとする者が提出した特定自動運行計画が許可基準を満たし、当該特定自動運行を行おうとする者が欠格事由に該当しないか否かを審査するもの

##### (2) 特定自動運行計画の変更の許可

特定自動運行の許可を受けた者が提出した変更後の特定自動運行計画が許可基準を満たすか否かを審査するもの

##### (3) 特定自動運行実施者に対する指示

特定自動運行実施者が特定自動運行に関し法令等の規定に違反した場合になされる、特定自動運行実施者に対する指示の基準を示すもの

##### (4) 特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止

特定自動運行実施者に対する指示に違反した場合や直ちに特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止となる基準を示すもの

#### 4 審査基準等の適用開始日

令和5年4月1日

#### 【問い合わせ先】

熊本県警察本部交通企画課

電話 096-381-0110（内線：5023）